

事業を始められた方へ

固定資産税（償却資産）の申告が必要です

事業を営んでいる方で、確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を所有されている場合は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

＜固定資産税の対象となる償却資産とは＞

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる構築物（建物附属設備を含みます。）・機械・装置・工具・器具・備品などで、土地・家屋以外の減価償却できる資産をいいます。

【主な償却資産を業種別に例示しますと下表のとおりです。】

業種	主な償却資産
各業種共通	賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装・建築設備等（※）、受変電・自家発電・蓄電池設備、中央監視装置、舗装路面、その他外構工事、太陽光発電設備、看板、エアコン、パソコン等
事務系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、コピー機、LAN配線等
喫茶・飲食店	食卓、椅子、厨房設備、レジスター、カラオケ機器、テレビ、冷蔵庫、券売機等
理・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒滅菌器、パーマ器、レジスター、サインポール、テレビ、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、アイロン台、ボイラー等
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機等
医院・歯科医院	医療用ガス設備、レントゲン機器、ファイバースコープ、歯科診療ユニット、心電計、CT装置、MRI装置、各種検査機器、ベッド、待合室用椅子、各種事務機器等
不動産賃貸業	敷地舗装、屋外給水・排水設備、自転車置場、ブロック塀、フェンス、植栽工事、エアコン、駐車場の機械装置・ターンテーブル等
売電事業	太陽光発電設備一式（太陽光パネル・架台・送電設備・電力量計・パワーコンディショナー。なお、太陽光パネルは、屋根の仕上材の場合、家屋として取り扱います。）、フェンス等

※【賃貸ビル等の家屋に賃借人が施工した内外装・建築設備等】

賃貸のビルなどを借り受けて事業をされている賃借人（以下「テナント」といいます。）が、自らの事業を営むためにそのビル等に取り付けた内外装や電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、空調設備その他の建築設備等（特定附帯設備）は、固定資産税の取扱い上、償却資産に該当します。テナントの方は、これらの償却資産について申告してください。（地方税法第343条第10項及び 広島市市税条例第54条第9項）。

【問合せ先】

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部固定資産税課償却資産係

電話（082）504-2127（直通）

FAX（082）504-2129